第3章 特定健診・特定保健指導の実施(法定義務)

1. 第三期特定健診等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条において、実施計画を定めるものとされている。

なお、第一期及び第二期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえ、第三期(平成30年度以降)からは6年一期として策定する。

2. 目標値の設定

【図表 21】

項目/年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診受診率	53%	56%	59%	60%	60%	60%
特定保健指導実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%

3. 対象者の見込み

【図表 22】

項目/年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
4+ c / /2+ = A	対象者数	2,670人	2,560人	2,450人	2,340人	2,240人	2,140人
特定健診	受診者数	1,415人	1,434人	1,446人	1,404人	1,344人	1,284人
特定保健指導	対象者数	170人	172人	173人	168人	161人	154人
	実施者数	119人	120人	121人	118人	113人	108人

4. 特定健診の実施

1) 実施方法

健診については、特定健診実施機関に委託する。健診機関との契約は個別契約と し、国から示された標準的な契約書に基づき契約を行う。

- (1) 集団健診(ふれあいセンター)
- (2) 個別健診(委託医療機関)

2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条及び実施基準第16条第1項に基づき、 具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められている。

3) 健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、図表 23 のとおりとする。

【図表 23】

E1 = 1 100 = E			**************************************		詳細な健診項目			
健診機関名	住所 電話番号		健診時期	貧血	心電図	眼底	血清クレ アチニン	
JA北海道厚生連 札幌厚 生病院	札幌市中央区北3条東 8-5	011-261-5331	集団 4月・6月・10 月	0	0	0	0	
公益財団法人北海道対が ん協会 札幌健診センター	札幌市東区北26条東 14丁目1-15	011-748-5111	集団 6月・10月	0	0	0	0	
砂川市立病院	砂川市西4条北3丁目1 -1	0125-54-2131	1月~3月	0	0	0	0	
医療法人社団 村山内科医院	砂川市東2条北5丁目1 -5	0125-54-0888	通年	0	0	Δ	0	
医療法人社団 明円医院	砂川市空知太東1条3 丁目1-14	0125-53-2100	通年	0	0	Δ	0	
医療法人社団 細谷医院	砂川市西3条北3丁目1 -11	0125-52-3057	通年	0	0	Δ	0	
医療法人社団 いとう内科 循環器科クリニック	砂川市西3条南8丁2- 1-1	0125-55-3355	通年	0	0	Δ	0	
医療法人 砂川慈恵会病院	砂川市西1条南11丁目 2-10	0125-54-2300	通年	0	0	Δ	0	

4) 特定健診対象者及び実施項目

特定健診は、省令に基づく者を対象とする他、若年期からの適正体重の維持に向けた保健指導、啓発を行うため 20~39 歳の者も対象として実施する。

実施項目については、図表 24 のとおりとし、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする者を抽出する国が定めた基本項目に加え、追加の検査(HbA1c、尿酸、尿潜血)を実施する。また、国が定めた詳細項目である心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)、血清クレアチニン検査、推算糸球体濾過量(eGFR)については、省令に基づいた者に限らず全員に実施する。

血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上 又は食後採血の場合は non-HDL コレステロールの測定に変えられる(実施基準第 1 条 4 項)こととなっており、non-HDL コレステロール算定のための総コレステロール の導入について検討していく。

特定健診実施項目

【図表 24】

	/7 .1		国の基準	砂川	市	
)廷	砂夫旭垻日 ————————————————————————————————————	40~74歳	40~74歳	20~39歳	
	質問項目		0	0	•	
		身長	0	0	•	
	 身体計測	体重	0	0	•	
	分件 例	BMI	0	0	•	
		腹囲	0	0	•	
	理学的検査	身体診察	0	0	•	
	血圧等	血圧測定	0	0	•	
基		中性脂肪	0	0	•	
本的	血中脂質検査	HDLコレステロール	0	0	•	
ははは、	— 1 313 () ()	LDLコレステロール 又はnon-HDLコレステロール	0	0	•	
診	肝機能検査	AST(GOT)	0	0	•	
項目		ALT(GPT)	0	0	•	
H		γ -GT(γ -GTP)	0	0	•	
	血糖検査	空腹時血糖 ※随時血糖も可(食後3.5~10時間)	○ ※どちらかで可 —	0	•	
		HbA1c	0	•	•	
		尿糖	0	0	•	
	尿検査	尿蛋白	0	0	•	
		尿潜血	_	•	•	
	その他	血清尿酸検査	_	•	•	
		赤血球数	Δ	0	•	
詳細	貧血検査	血色素量	Δ	0	•	
細な		ヘマトクリット値	Δ	0	•	
健	腎機能検査	血清クレアチニン	Δ	0	•	
診項	月饭化饮且	eGFR	Δ	0	•	
目	心電図検査		Δ	0	_	
	眼底検査		Δ	0	_	

5) 二次健診の実施

動脈硬化病変の早期発見と生活習慣改善に向けた動機付けを強化するため、メタ ボリックシンドロームや高血圧、高血糖、脂質異常などのリスクを有する者を対象 として、頸動脈超音波検査・75g経口ブドウ糖負荷試験・尿中アルブミン検査を二 次健診として実施する。

6) 実施時期

4月から翌年3月末まで実施する。

7) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人 へ健診の受診勧奨を行うよう、医療機関へ十分な説明を実施する。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定 健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行 う。

8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

健診の実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内及び受診券を年度当初に個別に郵送するとともに、未受診者に対しては 10 月の集団健診前に個別に再勧奨通知を郵送する。また、新たな加入者に対しては、加入手続きの際に窓口で健診の案内を行う。

その他、広報への特集記事掲載による周知・啓発や、地区担当保健師による戸別 訪問等を通じて健診の必要性や受診方法等について説明を行う。(図表 25)

【図表 25】

年間実施スケジュール

TING.	牛山夫派ペケノユール											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集団 健診	札幌厚生病院		札幌厚生病院				札幌厚生病院	病院				
健診	化恍浮土构成		対がん協会				対がん協会					
個別											砂川市立病院	3
健診					市内5医療	療機関・札幌	厚生病院・対	対がん協会				
	対象者全員 案内送付					未受診者 再勧奨			未受診者 20~39歳 案内送付			
案内方法	年間スケ ジュール表を 全戸配布	広報 特集記事				広報 特集記事			広報 案内記事			
73,724	地区担当保健師による個別勧奨(訪問・面接・各種事業等)											
	-				#F	規加入者への	の窓口での受	診案内 ——				

5. 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、一般衛生部門への執行委任の形態でおこなう。

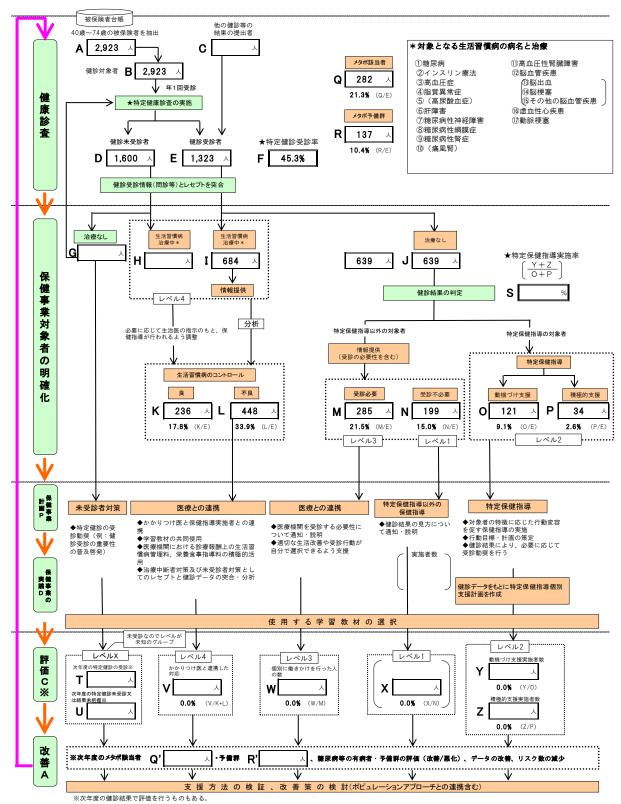
1) 健診から保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導のプログラム(平成 30 年版)」様式 5-5 をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。(図表 26)

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導

健診から保健指導実施へのフローチャート (平成28年度実績)

様式5-5



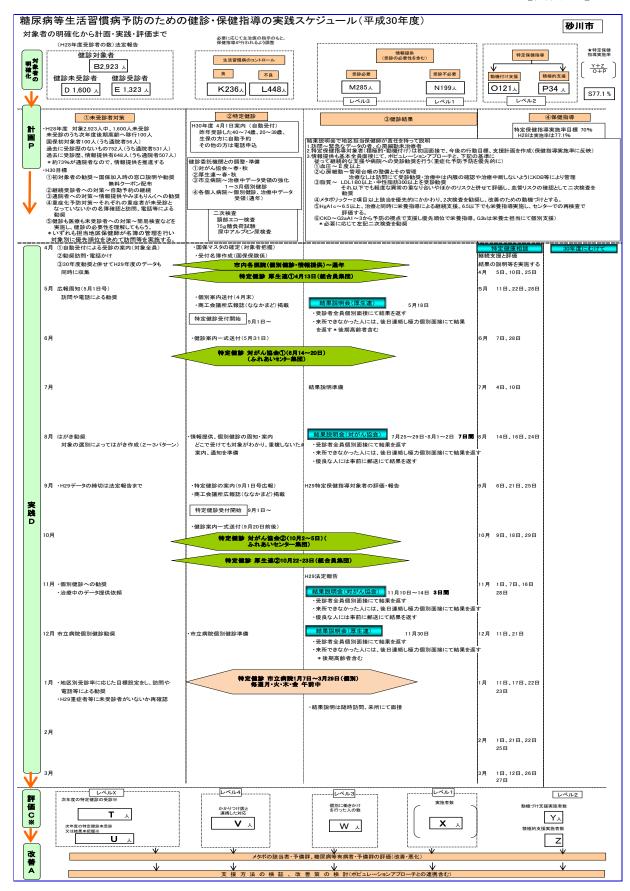
2) 要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法 (図表 27)

【図表 27】

優先順位	様式 5-5	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の○%)	目標実施率
1	0 P	特定保健指導 〇:動機付け支援 P:積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	155 人 (11.7)	70%
2	М	情報提供(受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	285 人 (21.5)	100%
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例:健診 受診の重要性の普及啓発、簡易 健診の実施による受診勧奨)	1,600 人 ※受診率目標 達成までにあと 430 人	100%
4	N	情報提供	◆健診結果の見方について通知・ 説明	199 人 (15.0)	100%
5	I	情報提供	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	684 人 (51.7)	100%

3) 生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理と PDCA サイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成する。(図表 28)



6. 個人情報の保護

1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律および砂川市個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理する。

2) 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行う。

記録の保存期間については、実施基準第 10 条第 1 項の規定に基づき、記録を作成した翌年度から 5 年間、又は加入者が他の保険に移行した翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間となるが、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、健康づくりに役立てるための支援を行えるよう、できる限り長期間、健診データを保存し参照できるようにすることが望ましい。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、 健診実施年度の翌年度 11 月 1 日までに国保連を通じて国へ報告する。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項(保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない)に基づく計画は、砂川市ホームページ等への掲載により公表、周知する。